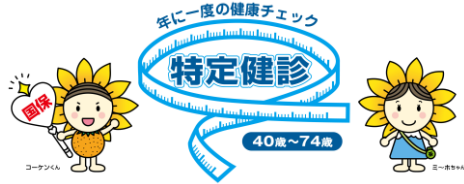


国保連合会だより



NO. 2019- 医-8
令和 2年 2月18日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

増減点・返戻通知書及び再審査結果通知書について

増減点・返戻通知書及び再審査結果通知書の増減点事由が下記のとおり変更となります。
なお、増減点事由の内容については、社会保険診療報酬支払基金と同様である事を申し添えます。

記

1 変更内容

記号	増減点事由	
	<変更前>	<変更後>
A	適応と認められないもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
B	過剰と認められるもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
C	重複と認められるもの	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
D	前各号の外不適當又は不必要と認められるもの	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

2 変更時期：令和2年2月審査分（3月発送分）